

荒川区就労支援相談窓口運営等業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 1 2 月

荒川区産業経済部就労支援課

## 1 趣旨

区では、平成24年度から若者向け、平成27年度から女性向け、令和2年度からシニア向けの就労支援相談窓口をそれぞれ設置し、若者・女性・シニアの就労支援に注力してきたところである。

一方、国では、就職氷河期世代の支援強化をかけ、令和7年4月に「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」を設置し、就労・処遇改善、社会参加、高齢期を見据えた3つの支援枠組みで、関係する府省庁が対応に当たっている。

上記を受け、区においても、若者・女性・シニアに加えて、従来の相談窓口では支援が行き届かなかった就職氷河期世代の就労支援を充実させることができるよう年齢・性別を問わない就職支援相談窓口を設置し、区民の就労支援を拡大する。また、若者については、引き続き手厚い支援が必要であると考え、39歳以下の若者を対象とした専用窓口を設置するほか、若者を対象としたセミナーを年間12回開催する。

本募集要項は、荒川区就労支援相談窓口運営等業務委託の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

荒川区就労支援相談窓口運営等業務委託

### (2) 主な業務内容

#### 相談窓口の運営

- ・相談員による情報提供やアドバイス等の一般相談

実施日は、毎週火・水・木・金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）10時から17時までとする。

- ・専門相談員（社会保険労務士相談、心理相談、精神保健福祉士）による専門相談  
それぞれ月2回実施し、各専門相談10時から17時までとする。

#### セミナー

- ・若者を対象としたセミナーを年間12回実施

#### 独自事業の実施

本事業の趣旨に反しない独自の事業等を受託者の負担において実施することができるものとする。その場合、区との協議の上、区が後援する場合がある。

上記 及び の詳細は、別紙「荒川区就労支援相談窓口運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 履行場所

荒川区が指定する場所

### (5) 成果物等の取扱い

本業務委託における成果物及び業務にあたって作成した資料等の著作権は区に帰属する。

受託者は、本業務委託における成果物及び業務にあたって収集・作成した資料等について、区担当者の承諾を得ずに使用してはならない。

#### ( 6 ) 提案限度額

21,600,777円（消費税を含む）

提案限度額は参考金額であり、令和8年度予算額の範囲内で決定する。

事業に係る令和8年度予算が荒川区議会で否決又は減額された場合、業務委託契約を締結しない場合がある。その場合、委託契約候補事業者又は次点契約候補事業者が損害を被っても区は損害賠償の責めを負わない。

### 3 参加資格

本件プロポーザルには、以下の事項全てに該当する事業者が参加できるものとする。

- ( 1 ) 令和2年4月1日から発注公告前日までの期間において、国及び地方公共団体が発注した同種業務の受託実績があること（履行が完了したものに限る）。この場合、相談窓口運営とセミナー開催業務を、それぞれ別々の団体等から受託している場合も可とする。
- ( 2 ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ( 3 ) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- ( 4 ) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- ( 5 ) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- ( 6 ) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。  
関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- ( 7 ) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- ( 8 ) プライバシーマークの付与又はISMの認証を受けていること。

### 4 参加の申込み

#### ( 1 ) 提出書類

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を各1部、提出すること。なお、電子データによる提出は不可とする。

提出書類	様式番号	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式第1号	1部
事業者概要 パンフレット等がある場合、併せて1部提出する	様式第2号	1部

こと		
プライバシーマーク又はＩＳＭＳの認定証の写し		1部

( 2 ) 提出方法

上記書類は綴じずに、持参又は郵送（宅配便等も含む）にて提出すること。

FAX・メールでの受付は行わない。

( 3 ) 提出期間及び提出先

日時	場所
12月11日（木） ~ 12月23日（火） 平日午前8時30分から午後5時まで 土曜、日曜、祝日は受付を行わない。 持参する場合は、事前に電話予約の上、 来所すること。 郵送で提出する場合、12月23日必着 とする。	荒川区産業経済部就労支援課就労支援係 〒116-0002 荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階 電話：03-3800-8710（直通） 担当：野澤

( 4 ) 記号の提示

参加申込書の提出があった事業者に記号を割り当てる。以後、割り当てた記号を事業者名として取り扱うこととする。

5 提案書等の提出

本件プロポーザルに参加申込みを行った事業者（以下「参加者」という。）は仕様書、参加説明書及び提案書作成要領を踏まえて次の書類（以下「提案書等」という。）を作成し、提出すること。

また、表紙を除く提案書等は、電子データについてもメディア（CD-R等）に記録の上、提出すること。

( 1 ) 提出書類

各様式はフラットファイル（A4縦長）に綴り、提出すること。

サイズは原則A4判・片面印刷（カラー印刷可）とする。ただし、チラシ等を用いる場合は、サイズはA3判・両面印刷でも可とする。A4判を超える場合は、折りたたんで綴じること。

表紙は様式第3号を使用し、事業者名を記載すること。ただし事業者名の記載は原本のみとし、副本には事業者名および事業者が特定できる事項を記載しないこと。各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとし、副本には記載しない又はマスキング等を施すこと。

審査は、各提出書類に記載された内容をもとに実施するため、別資料等の提出は不可とする。

審査の都合上、提出後の書類の差替えは不可とする。

提出書類	様式番号	提出部数	ページ数
表紙	様式第3号	原本1部 副本7部	1ページ
提案書	様式第4号-1 様式第4号-2	原本1部 副本7部	各様式とも 5ページ以内
実施体制図	様式第5号	原本1部 副本7部	2ページ以内
実績調書	様式第6号	原本1部 副本7部	制限なし
見積書 (経費内訳書)	様式第7号 又は 任意様式	原本1部 副本7部	制限なし

様式第4号から様式第6号については、様式名（【提案書1】等）と様式番号（【様式第4号-1】等）が明記されている場合は、制限したページ数以内であれば、所定の様式以外のものでも可とする。

（2）提出方法 持参又は郵送（宅配便等も含む）にて提出すること。

FAX・メールでの受け付けは行わない。

（3）提出期間及び提出先

日時	場所
12月24日（水） ～1月19日（月） 平日午前8時30分から午後5時まで 土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は受付を行わない。 持参する場合は、事前に電話予約の上、 来所すること 郵送等で提出する場合、1月19日必着 とする。	荒川区産業経済部就労支援課就労支援係 〒116-0002 荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階 電話：03-3800-8710（直通） 担当：就労支援係 野澤

（4）注意事項

期間内に提案書等が提出されなかった場合には、参加を辞退したものとみなす。

## 6 質問及び回答

要項、提案書等に関する質問を受け付ける。

（1）質問者

質問者の資格は、参加者とする。

（2）提出方法

質問書（様式第8号）に記入し、電子メール（携帯電話メールは不可）に添付の上、提出する。なお、所定の様式以外では受け付けない。

電子メールは受信確認の後、区担当者より送信元へ確認メールを送付する。

( 3 ) 提出期間及び提出先

日時	送付先
12月11日(木)午前8時30分 ~1月6日(火)午後5時	荒川区産業経済部就労支援課就労支援係 受付アドレス： syurou@city.arakawa.tokyo.jp 件名は「プロポーザルに関する質問 (事業者名)」とすること。 担当：野澤

( 4 ) 質問回答

令和8年1月8日(木)までに、すべての参加者に電子メールにて回答する。

( 5 ) 注意事項

質問者の名称等は、公表しない

審査に関する質問には応じない。

提出期間外の質問には回答しない。

7 事業実施場所の見学

相談窓口の事業実施場所については、事前に電話予約し、1月6日(火)までの区が指定した日時に見学することができる。

( 1 ) 連絡先

荒川区産業経済部就労支援課就労支援係

電話：03-3800-8710(直通)

担当：野澤

実施場所：荒川区荒川7-50-9センターまちや3階の一部

( 2 ) 見学日時

平日の午前8時30分から午後5時までのうち、調整の上、決定する。

( 3 ) 注意事項

・駐車場の手配はしないので、近隣の時間貸駐車場を利用するか、公共の交通機関を利用すること。

・質問は上記7の方法により受け付けるため、見学時は質問を受け付けない。

8 提案書等の審査

審査は、「荒川区就労支援相談窓口運営等業務委託業者選定に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置し、以下の一次審査と二次審査の結果を踏まえて、評価委員会において総合的評価をした上で、委託契約候補事業者及び次点候補事業者を選定する。

( 1 ) 一次審査

評価委員会において、提出された提案書等の書類審査を実施する。参加者の出席は、不要とする。

( 2 ) 二次審査

一次審査の結果通知書により、二次審査の案内を受けた事業者は、指定の日時・会

場において、提案書等に関するプレゼンテーションを行う。なお、参加者多数の場合、二次審査へ進むことができる参加者は3社程度とする。

プレゼンテーションについては、次項「9 プrezentation審査(二次審査)」において確認すること。

## 9 プrezentation審査(二次審査)

参加者は、当該業務の運営に当たり、提案内容(支援方針・体制、連携方針・体制、効果・独自性)について、プレゼンテーションと評価委員によるヒアリング(質疑応答)による審査を行う。

### (1) 使用資料

プレゼンテーション審査に使用できる資料は、提案書のみとする。

プレゼンテーション審査用に新たな資料の提出等は求めない。また、追加の資料提出は不可とする。

プレゼンテーションにおいて、資料等の投影は行わない。

### (2) 選考時間

1社当たり、プレゼンテーション8分、ヒアリング15分の計23分とする。

### (3) 参加人数

出席人数は説明者を含め3人までとし、必ず当該業務を担当する事業者の担当者が出席すること。

### (4) 実施予定

令和8年2月2日(月)午後(予定)

実施時間及び会場は、別途参加者に連絡する。

## 10 プロポーザル参加の辞退

本件プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出した事業者が、プロポーザルの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第9号)を提出すること。

## 11 結果通知

評価委員会による選定の後、契約審査委員会の審査が終了し次第、参加者に対し、当選と落選の別を書面により速やかに通知する。なお、評価点及び評価内容等審査に関する内容は公開しないものとし、審査に対する異議申し立ては、これを受け付けないこととする。

## 12 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も評価が高い参加者を委託契約候補事業者として、契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 選定後、委託候補事業者が参加要件を満たさなくなったと認められた場合又は区と委託業務契約締結交渉が不調となった場合は、次点契約候補事業者と契約締結交渉を行うことができるものとする。
- (3) 選定後、委託契約候補事業者の取組体制等が著しく変わった場合は、契約候補者と

しての資格を取り消すことがある。

### 13 選定スケジュール（予定）

#### 【令和7年】

- ・ 12月11日（木）午前8時30分 プロポーザル参加申込書・質問受付開始
- ・ 12月23日（火）午後5時 プロポーザル参加申込書提出期限

#### 【令和8年】

- ・ 1月 6日（火）午後5時 質問受付期限・実施場所見学期限
- ・ 1月 8日（木） 質問回答予定
- ・ 1月19日（月）午後5時 提案書等提出期限
- ・ 1月下旬以降 一次審査（書類審査）結果通知
- ・ 2月 2日（月）午後 二次審査（プレゼンテーション審査）
- ・ 2月下旬以降 評価委員会による業者選定・審査結果の通知

### 14 個人情報等に関する事項

#### （1）個人情報の秘密保持に関すること

##### 〔秘密保持の義務〕

受託者は、委託業務の処理のために提供された個人情報並びに委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

#### （2）個人情報の委託目的以外の使用禁止に関すること

##### 〔目的外使用の禁止〕

受託者は、委託業務の処理にあたって取り扱う個人情報を荒川区が指示した目的以外に使用してはならない。

#### （3）委託目的の範囲外の個人情報の収集禁止に関すること

##### 〔委託目的の範囲外の収集禁止〕

受託者は、委託業務の処理にあたって個人情報を収集することとなる場合、荒川区が指定した項目以外の個人情報を収集してはならない。

#### （4）個人情報の保管に関すること

##### 〔提供資料等の保護措置〕

受託者は、委託業務の処理にあたって取り扱う個人情報の取扱にあっては、善良なる管理者の注意義務をもってあたり、作業責任者の配置や保管庫の施錠等、個人情報の滅失、毀損及び盜難等の事故防止策を講じなければならない。

##### 〔提供資料等の返還〕

受託者は、委託業務が終了した時は、委託業務の処理のために荒川区が提供した個人情報並びに委託業務を処理する過程で取得した個人情報を速やかに返還しなければならない。

#### （5）個人情報の複写の制限に関すること

##### 〔複写の制限〕

受託者は、委託業務の処理のために提供された個人情報を委託業務の処理以外の用途で複写してはならない。

( 6 ) 再委託の禁止に関すること

〔再委託の禁止〕

委託者は、委託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の性質や付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、荒川区から事前に承認を受け、当該受託者に個人情報保護を遵守させることとし、業務を実際に行う者の名称・内容および具体的な業務の履行場所を荒川区に通知しなければならない。

( 7 ) 荒川区の立ち入り検査に応じる義務に関すること

〔荒川区の立入検査に応じる義務〕

荒川区は、事故発生時その他特に必要があるときは、委託業務の処理状況や個人情報の管理状況等について立入検査することができ、受託者はこれに応じなければならない。

( 8 ) 事故発時の報告義務に関すること

〔事故は発生時における報告義務〕

受託者は、委託業務の処理に関して事故が生じたときは、速やかにその状況を荒川区に通知しなければならない。

( 9 ) 電算処理をする際の保護措置に関すること

〔セキュリティ対策の整備義務〕

受託者は、委託業務について電算処理をする場合は、不正アクセスやコンピューターウィルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御機能を装備した電子計算機器を使用しなければならない。

## 15 注意事項

- ( 1 ) 提案限度額を上回る金額提示による提案は、不可とする。
- ( 2 ) 提案書等の作成及び提出等に関する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ( 3 ) 提出された書類その他の資料等は、返却しない。
- ( 4 ) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- ( 5 ) 提出書等の著作権は、各参加者に帰属する。ただし、区が必要と認める場合は、区は提案者と協議の上、無償でその内容を使用できるものとする。
- ( 6 ) 提案された提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき、区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- ( 7 ) 提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。
- ( 8 ) 参加者は、本件プロポーザルに関して入手した区の情報等について、これを本件プロポーザルの目的以外で使用し、又は、第三者に漏洩してはならない。
- ( 9 ) 電子メール等の通信事故については、荒川区はいかなる責任も負わない。
- ( 10 ) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。

応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。  
本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。  
虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合。  
公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。  
提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。

#### 16 問合せ先

荒川区産業経済部就労支援課 就労支援係 野澤

〒116-0002 東京都荒川区荒川七丁目50番9号 センターまちや3階

電話：03-3800-8710（直通）

E-mail : syurou@city.arakawa.tokyo.jp